

## 全国棚田サミット開催事業補助金交付要綱

制定 令和4年(2022)年4月1日付け滋地資第43号  
滋賀県農政水産部長通知

### (趣旨)

第1条 知事は、棚田の有する自然豊かな景観や水資源の涵養などの多面的機能を守り、人口減少や高齢化の進行による担い手不足等から、農業生産の維持や集落機能の低下が懸念される棚田地域の活性化を図るため、「全国棚田(千枚田)サミット連絡協議会」主催の全国棚田サミット開催事業の開催市が要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (事業実施主体、交付額、対象経費等)

第2条 本要綱の事業内容、事業実施主体、交付額および対象経費は、別表1および別表2に定めるとおりとする。

### (実施の手続き等)

第3条 事業実施主体(以下「申請者」という。)は、「全国棚田サミット開催事業計画書」(別記様式第1-1号)(以下「事業計画書」という。)に事業計画書および収支予算書(別記様式第1-2号)および補助金使途明細書(別記様式第1-3号)を添付し、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出された事業計画書の内容を審査し、承認すべきものと認めたときは、事業計画書の承認を行い、その内容を申請者に通知するものとする。

### (交付申請の添付書類等)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は別記様式第2号のとおりとし、前条第2項で承認された事業計画書および収支予算書および補助金使途明細書を添付のうえ、知事が定める日までに提出するものとする。

2 前項の申請者は、申請書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

### (交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の使途は、補助金交付申請書に添付した事業計画書および収支予算書のとおりとする。
- (2) 規則およびこの要綱の規定、その他交付決定の際に付けた条件を遵守すること。

### (申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

### (変更の承認)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容につき別表1に定める重要な変更(補助事業の中止もしくは廃止を含む。)をし

ようとするときは事業計画変更承認申請書(別記様式第3号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第8条 規則第10条の規定による報告は、知事が必要に応じて、事業遂行状況報告書(別記様式第4号)により、補助事業の実施状況の報告を求めることができるものとし、その提出期限は別に定める。

(実績報告書の添付書類等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告をしようとする補助事業者は実績報告書(別記様式第5-1号)によるものとし、その添付書類は次のとおりとする。

(1) 事業実績書および収支精算書(別記様式1-2号)

(2) 事業実施結果報告書(別記様式第5-2号)

2 第4条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の返還等)

第10条 規則第16条に定めるものの他、規則第17条および規則第18条により補助金全額を返還しなければならない。

2 第4条第2項のただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合(消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む)には、速やかに消費税等仕入れ控除税額報告書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(交付の請求)

第11条 知事は、規則第13条の規定により補助事業者に対して確定した補助金の額を通知し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、規則第15条に規定する概算払いを請求する場合は、概算払い請求書(別記様式第7号)によるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第12条 補助事業者は、第3条の規定に基づく事業計画の申請、第4条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく申請の取下げ、第7条の規定に基づく計画変更の申請、第8条の規定に基づく状況報告、第9条の規定に基づく実績報告、第10条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う報告、第11条の規定に基づく概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例(平成16年度滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(書類の保存)

第13条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第14条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請をした日から起算して60日以内に行うものとする。

(書類の経由等)

第15条 補助事業者は規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類は活動対象地域を所管する農業農村振興事務所長に提出するものとする。

2 この要綱に定める書類の提出部数は、それぞれ1部とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1. この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度分の補助金に限り適用する。

別表1（補助金交付要綱第2条関係）

1. 全国棚田サミット開催事業

事業細目	事業内容	事業実施主体	交付額	重要な変更
全国棚田サミット支援	高島市で開催される第27回全国棚田サミットの開催	高島市	事業内容の欄に掲げる活動に要する費用の2分の1  ただし、5,099千円を限度とする	経費の増または30%を超える減

別表2（補助金交付要綱第2条関係）

交付対象活動に要する経費区分表

経費区分	内 容
旅費	基調講演等の講師として専門家等を招く際の交通費、宿泊代
報償費	基調講演等の講師として専門家等を招く際の謝金
委託費	サミット会場設営および運営に関する費用（飲食に関する委託を除く） 記録、映像に関する費用
需用費	会場設営に要する資材および事務用品に関する費用 印刷製本費（プログラム、報告書、看板等） （参加者に配布する包装資材を除く）
役務費	参加案内等の通信運搬費、イベント保険料 （事前のPR活動、手数料を除く）
使用料および賃借料	会場内での機器材等の使用貸借に要する費用 （一時的に必要となる仮設用地の借地料等を除く）
備品購入費	対象外
賃金	対象外
負担金	対象外

※以下の経費は、補助対象外とする。

- ・参加者個人に充てる経費（個人負担）（宿泊代、食事代、参加記念品、梱包代等）
- ・団体関係者、活動参加者、講師等の飲食に要する費用
- ・事前啓発、広報のみの活動に要する費用
- ・当該事業以外にも使用できる事務機器の購入費

別記様式第1-1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
組織名  
代表者名  
発行責任者・氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号  
E-mail

### 年度全国棚田サミット開催事業計画書について

年度において、全国棚田サミット開催事業を実施したいので、全国棚田サミット開催事業補助金交付要綱第3条の規定により、別添のとおり事業計画書を提出します。

- 1 事業名および事業主体
- 2 事業計画書および収支予算書（別記様式第1-2号）

別記様式第1-2号（第4条、第9条関係）

年度全国棚田サミット開催事業補助金  
事業計画書（事業実績書）および収支予算書（収支精算書）

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業計画書（事業実績書）

事業種目	活動内容等	備考

※別に計画を表す書面等を作成の場合には「別紙のとおり」として、当該書類を添付すること。

(2) 経費の配分

(単位：円)

事業種目	総事業費	補助事業に 要する経費 (a+b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	事業主体 (b)	その他	
合計						

3 事業完了（予定）年月日

4 収支予算書（収支精算書）

(1) 収入の部

区分	予算額（精算額）	備考
県補助金	円	
合計		

(2) 支出の部

区分	予算額（精算額）	備考
	円	
合計		

5 添付書類

補助金使途明細書（別記様式第1-3号）

別記様式第1-3号（第4条、第9条関係）

補助金使途明細書

事業主体名

(単位：円)

項 目	経費の積算基礎	金 額	備 考
小 計			
小 計			
小 計			
合 計			

※実績報告時は、領収書の写し等の根拠書類を添付すること。

別記様式第2号（第4条関係）

年度全国棚田サミット開催事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
組織名  
代表者名  
発行責任者・氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号  
E-mail

年度において、下記のとおり全国棚田サミット開催事業を実施したいので、滋賀県補助金等  
交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて補助金 円の交付を申請し  
ます。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、  
同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら異  
議の申立てを行いません。

関係書類

事業計画書および収支予算書（別記様式第1－2号）



別記様式第3号（第7条関係）

年度全国棚田サミット開催事業補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
組織名  
代表者名  
発行責任者・氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号  
E-mail

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった 年度全国棚田サミット開催事業補助金について、下記のとおり変更したいので、全国棚田サミット開催事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注1） 変更の事項ごとに、補助金交付要綱別記様式第1－2号による事業計画書および収支予算書の様式に変更計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段に（ ）書きで変更前の計画を記載すること。

別記様式第4号（第8条関係）

年度全国棚田サミット開催事業補助金遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

(宛先)  
滋賀県知事

申請者 住所  
組織名  
代表者名  
発行責任者・氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号  
E-mail

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年  
度全国棚田サミット開催事業補助金について、滋賀県補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

記

事業遂行状況

事業内容	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗度 (B/A)	残高事業費 (A-B)	備考
	円	円	%	円	
計					

別記様式第5-1号（第9条関係）

年度全国棚田サミット開催事業補助金実績報告書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
組織名  
代表者名  
発行責任者・氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号  
E-mail

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度全国棚田サミット開催事業補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定に基づき、その実績を報告します。

記

1. 事業実績書および収支精算書（別記様式1-2号）
2. 事業実施結果報告書（別記様式5-2号）

別記様式第5-2号(9条関係)

年度全国棚田サミット開催事業補助金実施結果報告書

組織名称	
(ふりがな) 代表者氏名	
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日
事業実施内容	
イベント等開催期間	年 月 日 から 年 月 日
イベント等実施場所 <sup>(注1)</sup>	
イベント等参加人数	人
イベント等実施内容	
事業実施効果	

(注1 イベント等の会場、もしくは、分科会等となった場所をすべて記入すること)

添付書類

- (1) イベント等参加者の氏名が記載された名簿
- (2) 実施状況写真<sup>(注2)</sup>
- (3) 事業によって作成された書類等<sup>(注3)</sup>

(注2 主催者(申請者)のホームページ等で掲載されている場合は、ホームページアドレスを記載することに代えて添付を省略することができる)

(注3 事業で作成した動画内容等がわかるものおよびパンフレットや報告書等)

実施状況写真



別記様式第6号（第10条関係）

年度全国棚田サミット開催事業補助金  
消費税等仕入れ控除税額報告書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
組織名  
代表者名  
発行責任者・氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度全国棚田サミット開催事業補助金について、全国棚田サミット開催事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |      |
|---|--|---|------|
| 1 | 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額<br>（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | 金 | 円    |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                                | 金 | 円 …A |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                               | 金 | 円 …B |
| 4 | 補助金返還相当額（A-B）  | 金 | 円    |

（注）事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第7号（第11条関係）

年度全国棚田サミット開催事業補助金概算払い請求書

番 号  
年 月 日

（宛先）  
滋賀県知事

申請者 住所  
組織名  
代表者名  
発行責任者・氏名  
担当者・氏名  
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった  
年度全国棚田サミット開催事業補助金について、全国棚田サミット開催  
事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求しま  
す。

記

- |               |           |   |
|---------------|-----------|---|
| 1. 事業名および事業主体 |           |   |
| 2. 補助金交付決定額   | 事業費       | 円 |
|               | 交付金       | 円 |
| 3. 今回概算請求額    |           | 円 |
| 4. 前回までの受領額   |           | 円 |
| 5. 差引残高       |           | 円 |
| 6. 事業遂行状況     | （別記様式第4号） |   |
| 7. 請求の理由      |           |   |